

浜松市自主防災組織可搬式動力消防ポンプ貸与基準

平成12年9月1日改正

1 貸与の目的

駿河湾を震源とする東海地震の危険性が指摘されており、一旦大規模地震が発生すると同時多発火災の発生が予想されるなか、道路等は通行不能となり消防ポンプ自動車の活動は極めて困難と予想されるため、大規模地震の火災対策用として市内自主防災組織に可搬式動力消防ポンプを貸与し、自主的な火災防御活動を実施し被害の拡大防止を目的とする。

2 貸与の基準

自主防災隊1隊に対し、可搬式動力消防ポンプ一式及び収納庫1棟とする。

3 貸与の例外

貸与辞退及び耐火建築物の共同住宅のみで構成されている自主防災隊には貸与しないものとする。

4 増設貸与

市長が特に必要と認めるとき（世帯数1,500以上の自主防災隊からの増設の要望等）は、可搬式動力消防ポンプ及び収納庫を増設することができる。

5 可搬式動力消防ポンプの貸与物品基準数

(1)	可搬式動力消防ポンプ本体（C-1級）	1台
(2)	台車	1車
(3)	消防用吸水管（ストレーナー・籐かご・ロープ付）	1本
(4)	消防用ホース	16本
(5)	管そう	1本
(6)	噴霧ノズル	1個
(7)	とび口	1本
(8)	消防水利用手かぎ	2本
(9)	防火衣（ヘルメット・長靴付）	3着
(10)	投光器（三脚付）	1器
(11)	工具箱（工具付）	1箱
(12)	可搬式動力消防ポンプ収納庫	1基